



2023年5月8日以降の取扱い
について
※5類へ移行後の取扱い

教職員がCOVID-19に感染した場合のマニュアル

本マニュアルは、「教職員自身が感染した場合」と「教職員の同居者が陽性になった場合」に参照してください。

教職員向け (本人・同居者が陽性者用)

● T2Formへの報告

「陽性」となった場合はT2Formにアクセスし報告してください。
(<https://www.t2form.titech.ac.jp/sv/637116?lang=ja>)



陽性者との濃厚接触があっても、ご自身が「陽性」となっていないければ報告不要です。

(COVID-19だけでなく、インフルエンザなどの感染症も大学への陽性報告が必要です。<https://www.titech.ac.jp/student-support/staff/wellbeing/infection>)

● 勤務の取り扱いにかかる問い合わせ先

人事課・労務室 jin.iku@jim.titech.ac.jp

あなた（教職員）が「陽性」となった場合①

教職員向け
(本人・同居者が陽性者用)



検査キットを用いて判定する場合、以下の ①② を満たすものを使用してください。

- ① 可能な限り薬事承認されたもの（診断用・医療用）を用いることを推奨する。 ② 抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体）を用いること。

①自身の状況についてすみやかに上長へ報告し、勤務の取扱い等について相談してください。

- ・医師の診断を受けた場合はその診断に従ってください。
- ・医師からの特段の指示がない場合は、以下の期間療養をお願いします。

有症状の場合・・・発症日の翌日から5日を経過するまで。（※1）

かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間を経過するまで外出を控え様子を見るのが推奨されています。（※2）

無症状の場合・・・検体採取日の翌日から5日を経過するまで。（※1）

- ・**発症日（検体採取日）の翌日から5日（※1）までは有給の出校停止となります。**

- ・**有給の出校停止となる場合は、“あなた（教職員）が陽性であることが分かるもの”を上長（または部局事務）に提出してください。**

【根拠資料の例】 ・ 診断書

- ・ 「陽性判定が出た検査キット」と「職員証などのご本人を証明するもの」を一緒に撮影した画像など

- ・ **発症日の翌日から6日目以降も療養が必要な場合は、年次休暇または病気休暇の手続きをお願いします。**

- ・ **療養期間中（かつ健康状態回復後）、自宅におけるテレワークの実施が必要な場合は、上長と相談してください。**

※体調不良時のテレワークは認められません。

※テレワークの実施手続きについては「テレワーク実施規則」を確認してください。

（テレワークは、業務の生産性、効率性の向上を目的とし、実施条件を満たしていることを条件に上長が命じるものです。）

※勤務の取扱いについての不明点は人事課労務室 jin.iku@jim.titech.ac.jp にお問い合わせください。

※教員の療養期間中（かつ健康状態回復後）の授業の取扱いについては教務課にご相談ください。

②大学に「陽性」の連絡をしてください。（T2Formにアクセスし報告 <https://www.t2form.titech.ac.jp/sv/637116?lang=ja>）

- ・ 報告後、pcrtest@から案内メールが届きます。

- ・ 自身での対応が困難な場合は、上長に代理での入力を依頼してください。

- ・ 同居者に陽性者が出た場合で、あなた（教職員）が陰性の場合は報告不要です。（陽性者との濃厚接触があっても、あなたが陽性となっていないければ報告不要です。）

③体調不良時は次ページを参考にし、体を休めてください。

④有症状の場合は発症日の翌日から10日間が経過するまで（無症状の場合は検体採取から7日が経過するまで）は、感染リスクが残存します。

健康状態の確認を行い、不織布マスクの着用・手指消毒などの感染対策を徹底してください。



2023.5.8～
取扱いが変更になりました。



（※1）発症日または検体採取日を0日目としてカウントします。

（※2）熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見るのが推奨されています。症状が重い場合は医師に相談してください。

あなた（教職員）が「陽性」となった場合②

教職員向け
(本人・同居者が陽性者用)



●体調不良時の過ごし方について

- ★水分をこまめにとり、体を休める。OS-1など補水液などがおススメ。
- ★発熱時に寒気がなければ、氷枕や保冷剤等で、後頭部や脇の下を冷やす。
- ★咳が酷いときは上半身が高くなるように休むなど、楽な姿勢をとる。
- ★解熱剤や処方薬を適切に内服する。咽頭痛には、ポピドンヨードやアズノールを含んだうがい薬、のど飴などで柔らかく場合がある。
- ★食欲がないときは、消化に良いもの（うどん、油っこくない物、ゼリー、など）を少しずつ食べてみる。



有給の出校停止期間・療養期間

発症翌日から5日間は有給の出校停止

※発症日を0日目でカウント

症状軽快後にテレワークを実施する場合は上長と相談（テレワーク実施規則による）

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後4日目に症状軽快						症状軽快 	出校停止	出校可能	
発症後5日目に症状軽快						症状軽快 	出校停止	症状軽快後 24時間経過後の 出校が推奨	出校可能
発症後6日目に症状軽快							症状軽快 	症状軽快後 24時間経過後の 出校が推奨	出校可能

●療養期間：発症翌日から5日間。

かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控えることが推奨されています。

療養の場合は年休、病休、欠勤。

テレワークを実施する場合は上長と相談
(テレワーク実施規則による)

あなた（教職員）の同居者が「陽性」となった場合

教職員向け
(本人・同居者が陽性者用)



あなた（教職員）に体調不良（発熱、咳、咽頭痛、頭痛、倦怠感などの風邪の症状、呼吸困難、嗅覚・味覚障害など）が生じている場合は、医療機関を受診するか検査キットを使用してください。

●使用する検査キットについて

- ① 可能な限り薬事承認されたもの（診断用・医療用）を用いることを推奨する。
- ② 抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体）を用いること。

検査の結果あなたが**陰性**の場合または**未受検**の場合・・・T2Formでの報告は不要です。（※1）

検査の結果あなたが**陽性**の場合・・・2Pの『あなた（教職員）が「陽性」となった場合』を参照してください。

（※1）同居している陽性の方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調の変化に注意してください。また、7日目までは発症する可能性があるため、同居者の療養期間中に外出する場合は基本的感染対策（手洗い・手指消毒、換気、マスクの着用、ハイリスク者との接触を控える）を行ってください。

なお、同居者が「陽性」の場合でも、**あなた（教職員）が「陽性」でなければ有給の出校停止とはなりません。**

2023.5.8～
取扱いが変更
になりました。

同居者の療養期間中、あなた（教職員）が未受検または陰性でかつ勤務をしない場合は、年次休暇（状況によっては子の看護休暇）を取得または欠勤となります。また、同居者の療養期間中にテレワークを実施する場合は上長と相談してください。（テレワークの実施についてはテレワーク実施規則を確認してください。）

【補足】2023年5月8日以降は、COVID-19が5類に移行したことに伴い、濃厚接触者の判定は実施しないこととなりました。あなた（教職員）が「陽性」となっていなければT2Formへの報告は不要です。

取扱いの変更点（教職員）

教職員向け
(本人・同居者が陽性者用)



	2023年5月7日まで（2類相当）	2023年5月8日から（5類移行）
出校停止期間・勤務の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●陽性者 ⇒発症日（検体採取日）の翌日から7日かつ症状軽快後24時間経過するまで有給の出校停止（健康状態回復後は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有） ●有症状の濃厚接触者 ⇒最終接触から5日かつ症状軽快後72時間経過するまで有給の出校停止（健康状態回復後は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有） ●無症状の濃厚接触者 ⇒最終接触から5日間経過するまで有給の出校停止（出校停止期間中は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有） ●体調不良者 ⇒症状軽快後72時間経過するまで有給の出校停止（健康状態回復後は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有） 	<ul style="list-style-type: none"> ●陽性者 ⇒発症日（検体採取日）の翌日から5日間までは有給の出校停止。 * 陽性であることが分かるものを上長（または部局事務）に提出 【根拠資料の例】 ・ 診断書 ・ 「陽性判定が出た検査キット」と「職員証などのご本人を証明するもの」を一緒に撮影した画像など 発症の翌日から6日目以降も療養する場合は年次休暇または病気休暇。 * 発症の翌日から5日間の療養期間中（かつ健康状態回復後）、自宅によるテレワークが必要な場合は上長と相談。 （テレワーク実施規則による） * 医師からの特段の指示がない場合は、発症日の翌日から5日間。かつ5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間を経過するまで外出を控えることが推奨されている。 * 教職員自身が陽性の場合以外には有給の出校停止とはならない。
大学への報告	<ul style="list-style-type: none"> ●陽性者及び有症状の濃厚接触者 ⇒T2Formから報告が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●陽性者 ⇒T2Formから報告が必要 * 同居者が陽性となった場合も、教職員自身が陽性でなければT2Formへの報告不要。
濃厚接触者の判定・濃厚接触者への連絡	<p>濃厚接触者に該当するかの判定が必要</p> <p>「陽性」の場合は濃厚接触の疑いがある者への連絡が必要</p>	<p>濃厚接触者の判定不要</p>
マスク着用	<p>他者がいる場所では原則としてマスクを着用。</p>	<p>個人の判断にゆだねる。</p>